

枕草子『五月の御精進』の段の年時考証

田中 新一

本稿は、定子中宮の職御曹司在住期を頭から長徳三年六月以降とのみ限定してすべてをその面から考える傾向に対する再検討から出発する。

定子中宮が長徳三年（九九七）六月二十二日以降長保元年（九九八）八月九日まで職御曹司をほぼ定住の場所としていたとする所論になんら異論はない。そして他方この職御曹司を舞台として描かれた段章は「枕草子」中十段を越える。問題はこれら職御曹司関係の諸段のうち「職の御曹司におはしますころ」とある段のすべてを直ちに右の期間中の出来事として受けとめ、それ以外の時期は一切顧慮することなく、従つてその文中に登場する人物やその官職名などにつき齟齬や矛盾を来たす個所についてはかなり無理な想定をしたり、挙句の果ては作者の記憶違いと片付ける如き傾きがありはしなかつたろうか。

上掲の時期以外に居住滞在の事実がなければあるいはそういう論究も許されようが、以下に述べるようにそれ程長期ではないにせよ居住滞在の時期が他にもあるのだから、これらの章段を一括して長徳三年六月以降と限定する意見には従い難い。

それでは、他の想定可能な時期とはいつか。長徳元年（九九五）四月十日の道隆の逝去より翌三年（九九六）三月四日二条第に遷御

までの約一年間——それは中宮にとつて父の喪中に当る——であり、内裏の梅壇とともにこの職御曹司を居所として利用していた時期を指す。

目新しい用例ではないが、この時期の史実章段と認められて来たもののいくつかを挙げてみよう。

○故殿の御ために、月ごとの十日経仏など供養せさせたまひしを、九月十日、職の御曹司にてせさせたまふ。（全書一三〇段・大系文学大系八三段・校本枕冊子八七段）

○故殿の御服のころ、六月のつごもりの日、大祓といふことにて、宮の出でさせたまふべきを、職の御曹司をかたあしとて、官のつかさの朝所にわたらせたまへり。（全書一五六段・大系一六一段・校本一六五段）

こうして「職御曹司」関係の章段で、明らかに長徳元・二年時点に居所として利用していたことを示す章段を指摘できる。ただし、これに対しては次のような反論が予想される。即ち、それらの諸段は「職」「職御曹司」とはあっても「職御曹司におはしますころ」

とあるわけではないから一時の利用に過ぎず、そのことから直ちに長徳元・二年時点の職在住を云々することはできないという反論である。

それに対しては次の二段を挙げることによってお答えしたい。

「無名といふ琵琶の御琴」の段（全書八九段・大系九三段・校本九七段）は、源景舎（原子、長徳元年一月入内）・僧都の君（隆円、正暦五年權少僧都）・故殿（道隆、長徳元年四月死）・頭中将（齊信、とすれば正暦五年八月～長徳二年四月）なる人物呼称、それに天皇・中宮の登場から、いずれの条件をも満たす年月として長徳元年四月から長徳二年四月までの一年の間のことと考えるのが妥当であることは言うまでもない。にもかかわらず、從来そう限定できな^(注2)いで諸説を生み出した根源は、文中に、

これは、職の御曹司におはしまいしほどのことなめり。

とあるためであり、この一文のために上述の職在住^{II}長徳三年六月以降という先入観念が働いて考証結果をねじまげた觀がある。長徳元・二年の職在住の可能性をも考える私見によれば、この段はなんら問題なく道隆の死後一年の間の史実と確定できる。そしてなによりもこの章段の持つ大きな意義は次の点にある。即ち、長徳元・二年の史実を指して、清少納言が「職の御曹司におはしまいしほどのこと」と明言していることである。換言すれば「職の御曹司におはしますころ」の表現を持つ章段がすべて從來說のように長徳三年六月から長保元年に及ぶ時期のこととは限らない事をなによりも雄弁に物語っているといえる。作者清少納言自身が自らの口を通して語っていることを否定する權限などどこにもありはしない筈である。

こうして「職の御曹司におはしますころ」の章段のうちのいくつ

かは、この第一次居住期間（即ち道隆死後、長徳の政変までの一年の間。内裏の梅壺と併せて使用居住）の記事であることもあり得るという柔軟な姿勢で、諸段の検討に当る必要があろう。

かつて私は「枕草子『雪山』の段の年時考証」なる拙論を『国語と国文学』^(注3)誌上に発表した。そして三巻本勘物に捉われず本文検討の結果、長徳四年～長保元年の交とする旧來說を排して、長徳元・二年の交の事件と論定した。この「雪山」の段も「職の御曹司におはしますころ」で始まる段であり、従って結果としてこの段も今ここにいう第一次居住期間内の事に当ると推定したわけであるが、その後、森本元子氏によって反論^(注4)が提出された。その反論も、基本的には旧來說——「職の御曹司におはしますころ」とは長徳三年六月以降二年三ヶ月の間をさす——の立場と論法によってなされたものである。氏の批判は私の本文解釈にまで及んでいるが、それについての再反論は十分可能ながら解釈姿勢の違いを思い、敢てその面のみの反論はひかえてきた。ここでもそれに詳細に触れている余裕はないが、折角の機会なので付注^(注5)での概要を提示しておきたい。ただし、私としては本稿冒頭に示した通り、むしろ本稿がその全体で以て、森本氏等の抛つて立つておられる職の御曹司在住に関する基本姿勢そのものを改めて問い合わせたい。

「雪山」の段の年時についての私見は今なお変わることころがない。^(注6)加えて新たに、同じ「職におはしますころ」の一文を含む「五月の御精進」の段の考察をここに採り上げることによって、いよいよそ

○四段)の史実年時に於ては、從来二つの対立する説があつた。

一、長徳元年五月の出来事とする説

二、長徳四年五月の出来事とする説

前者は金子元臣氏の提出された説^(注7)であり、後者は三巻本勘物以来の古説で、坂元三郎氏^(注8)・小沢正夫氏^(注9)・岸上慎二氏^(注10)を始め最近では森本元子氏^(注11)・萩谷朴氏^(注12)に至るまで数多くの人々によつて繼承されてゐる多数説で、現行枕草子諸注釈書ではほぼ定説としてこれを採用ししつある。そのため金子氏の長徳元年説は少數説としていよいよ影を薄くして來ている。

優位説たる長徳四年説の論拠は、はやく岸上氏によつて整理して提出されてゐるので、左にその要点を摘記してみよう。

(1) 中宮の職御曹司在住中の五月という限定があるので、中宮の動静から推して長徳四年(又は長保元年)^(注13)が考えられること。

(2) 文中登場の藤侍従と内大臣にそれぞれ公信^(注14)・伊周を擬すると、公信の侍従在任期は長徳二年九月(同四年十月、伊周の内大臣在任期は正暦五年八月)長徳二年四月であり、可能性としては公信の側からは長徳三、四年、伊周の側からは長徳元年の五月が浮び上がり、兩者をともに満足させる年時はない。この段の内容から道隆の死後一ヶ月といふ長徳元年五月は時期として応わしくなく、従つて公信の在任期中の長徳四年(三年は(1)項に抵触)の五月と見、伊周は前官を以て称呼していると考へる。

即ち、この段の史実年時を定める鍵として次の三点が挙げられてゐる。

- (1) 中宮の職御曹司在住期
伊周の内大臣呼称

(3) 一条殿の藤侍従の問題

以下、逐次これらの諸点について再検討することから始めよう。

(1) 中宮の職御曹司在住期 ◇

岸上氏を始め諸氏御指摘の通り、長徳三年六月から長保元年八月までの期間中、最も多く使用居住された事は明らかであるが、長徳二年の政変以前にも中宮は職御曹司をかなり使用している。即ち、長徳元年四月の道隆の死去後、長徳二年三月までの期間であり、その時期の出来事をも作者自身「職の御曹司におはしまいしほどのこと」としている事、前述した処である。この職御曹司第一次居住(併用)期間ともいべき道隆死去後一年間における中宮の動静を岸上氏の調査された処に私見(*印記事)を補充する形で表示してみよう。

長徳元・四・十二 道隆の穢に触れ登華殿に入御(紀略)

六・十九 入内(紀略)

六・廿八 入内(紀略)

大祓のため職御曹司に出御予定の處、方角悪

しとて太政官朝所に移御(枕草子一五六段・同三巻本勘物)

七・八 還御・夢内(枕草子一五六段)

九・十 職御曹司にて道隆供養(枕草子一三〇段)

十・七 梅壺にて御読経(權記)

十一 梅壺にて御読経顧(權記)

(廿二日石清水行幸あるにより)職御曹司に

遷御(紀略)

季御読経(小右記目録)

十二・十余 職御曹司にて雪山を作らしむ（枕草子八三

長徳二・一・三 入内（枕草子八三段）*

二・十一 行啓延引（金16）（小右記）

二・廿五 梅壇より職御曹司へ遷御（枕草子七九段・同

三卷本勧物）

三・四 職御曹司より二条北宮へ遷御（小右記）

こうして道隆死後の喪中一年間、中宮が職御曹司を時折利用居住した形跡をうかがい知り得るが、このうち、当面の「五月の御精進」の段に係わって長徳元年五月前後の部分について見るに、四月十二日から六月十八日までの間に内裏より出御のことがなければ、六月十九日の「入内」とはならない。従つてその間に職御曹司に出御の機があつた可能性は十分あり、それも折が折だけに旬日程度ではなくかなり長期の滞在すら推測し得る。長徳元年五月時点における職御曹司在住の事は右の中宮動静表から決して考えられないケースではない。少なくとも、前述した通り「職におはしますころ」の語句あるがためのみで直ちにこの長徳元年を不適当として退ける理由はないと言わねばならぬ。

「職御曹司」云々の中宮の動静からだけでは、長徳元年、四年両説のいずれという極め手は出てこないといってよい。

(2) 伊周の内大臣呼称 ◇

伊周（伊周）が「枕草子」に登場する章段のすべてとそこで呼称とを挙げる。（段数は全書本による）

イ、二一段（清涼殿の丑寅の隅の） 正暦五年春……大納言殿

ロ、七七段（御仮名のまたの日）正暦五年十二月……大納言殿

ハ、九五段（五月の御精進のほど）長徳？年五月……内の大臣殿

ホ、一二四段（関白殿、黒戸より）正暦五年……大納言殿

ヘ、一七九段（宮にはじめてまわりたる）正暦四年……大納言殿

ト、二六二段（関白殿三月二十一日に）正暦五年二月……大納言殿

チ、二九五段（大納言殿まわりたまひて）正暦五年……大納言殿

リ、三〇一段（この冊子、目に見え）長徳三年三月以前……内の大臣

これを一覧して、伊周は、長徳元年四月の父道隆の死以前の時点に関しては例外なしに大納言殿（又は権大納言）と呼ばれていることが判る。因みに伊周の官職経歴は次の通りである。

正暦三年八月

権大納言

タ 五年八月

内大臣

長徳三年四月

太宰権帥

従つてロ（七七段）・ニ（二〇〇段）の時点では事実としては権

大納言でなく内大臣に昇任しているが、父関白の在世中はすべて大納言の呼称で統一されている觀がある。

それに対し、ハ（九五段）・リ（三〇一段）の両段では内大臣と呼ばれて区別されている。その史実年時が道隆死後のことであるためか、執筆年時が他の諸段と異なるためか、の両様が予想される。恐らくその両方であろう。リ（三〇一段）は所謂跋文として成立論議の多い章段であるが、「左中将まだ伊勢の守ときこえとき……」それよりありきそめたるなめり」の行文を信ずる限り、その跋文の執筆こそ経房の左中将時代（権中将任命の長徳四年十月以降）となるが、第一次的枕草子が巷間に流布し始めた史実年時は経房の伊

勢守在任期間（長徳元年一月～同二年七月）でなければならず、勢い、その枕草子著作に先立つて伊周が献上した料紙を中宮より下賜された時点の年時は、長徳二年四月の政変の後の事とは内容上到底考えられないでの、二年三月以前であることは明らかである。そして、そこに登場する伊周は失脚前の内大臣伊周であり、またそれ故にこそ内大臣と呼称しているのである。こうして、ハの当該九五段「五月の御精進」の段を除く伊周関係の章段のすべては、少なくとも長徳三年四月の政変以前の史実章段と確定できる。政変による失脚の後の伊周が登場することはないである。

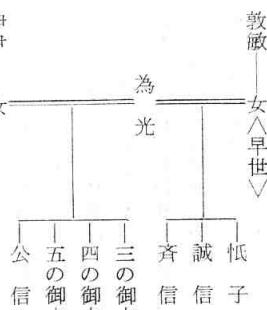
さて、そこで「五月の御精進」の段であるが、上限としては、「内大臣殿」の呼称から見て、上述の通り父関白死去後のことと見るのが穩やかであろう。もし父在世中の事ならば例外なく「大納言」の称で呼ばれているのだから。また、下限は、これも「内大臣」という呼称から長徳二年四月の政変による失脚以前とみるのが妥当というものであろう。即ち、このハ（九五段）「五月の御精進」の段も上述のリ（三〇一段）跋文の史実年時とほぼ同じく政変以前と考えるのが、伊周の内大臣呼称の面からも史実内容からも稳やかではないだろうか。從来説通り政変による失脚の後の長徳四年五月時点の伊周だったら少なくとも「帥殿」と呼ばれて然るべく、罪状を蒙って左遷され赦免されたとはいえ謹慎生活にあった長徳四年時点の伊周を、剝奪前の「内大臣」という前官名（それも前内大臣でなくあたかも現職の如き表記）で呼称したとは事実関係からも用例上からも考えにくい。単に前官名で呼んだという一般例とは局面が違うのである。このあたりに從来の長徳四年説の最大の弱点があり、謹慎中の伊周が公然と職御曹司に参入していくる事の不自然

さなどとともに疑惑を買つた部分である。
以上、伊周の呼称の面から見てこの「五月の御精進」の段は長徳元年四月の道隆の死去から翌二年四月の政変までの間の五月（即ち、長徳元年五月）の事件と見るのが最も穩當であり、結局、失脚後の伊周が枕草子に登場することは遂になかったのではないかとの推定を深めるものである。

（3）一条殿の藤侍従の問題

長徳四年五月説によれば、時の藤侍従には藤原公信が擬せられている。中宮の職御曹司在住期の面から長徳四年の五月をしか考えられないとすれば公信説を執る以外にないが、その場合、伊周内大臣呼称の面で重大な齟齬を来たすこと前述の通りである。いま上述のように、中宮の動靜・伊周の呼称の両面から長徳元年五月を考えることができるとならば、藤侍従の論定を見直す必要があるだろう。長徳元年時点の公信はいまだ侍従ではあり得なかつたからである。そこで、そのころ一条殿に住んだと目される藤侍従を求めるとなると、そこに浮かんでくるのは藤原誠信である。即ち、枕草子に頻出する者信の兄である。誠信は永延三年八月二十九日より侍従職にあり、長徳三年正月二十八日止められるまで在任している。長徳元年時点、誠信は三十二歳、正四位下、參議、春宮権大夫、侍従、美濃守であった。問題はこの誠信が一条殿に居住していたかどうかの確認にある。

一条殿は二中歴に「一条ノ南、大宮ノ東、二町、謙徳公ノ家、又為光公ノ家」とある。又、尊卑分脈・公卿補任・栄花物語・大鏡等によって大概次の系図を得る。^{〔註13〕}



伊尹——女
(謙徳公)

「栄花物語」卷二(花山たづねる中納言)には「一条の大納言(為光)は母もおはせぬ姫君(祇子)を我御ふところでおほし奉り給へば……」とある。その姫君祇子(花山院女御)と同じく、母教敏女の所生にかかる誠信・齊信も早く母を亡くして、為光はまさに「我御ふところにて(男手ヒトツデリ松村氏訳)」養育したものであらう。他方為光は一条摂政伊尹(謙徳公)の女を妻に持ち、三の御方(寢殿の御方)や公信らを儲けている。伊尹邸であった一条殿が伊尹女に伝領されたことによって、為光はその女婿としてそこに居住し、永観元年(九八三)の殿舎焼失後は為光自らこれを立派に造営して自宅として住んでいたが、為光の死後その名目上の所有権は愛娘寝殿の御方(伊周ノ愛人)に伝領されたことが「栄花物語」(註四)によつて知られる。

こうして、祇子同様早くより母を失つた誠信・齊信の兄弟は父為光に育てられ、長じて後も父の造営に成る宏壯な一条殿の一隅に住みついた可能性を信じ、長徳元年五月時点の一条殿の侍従の君にこの誠信を宛てることができるだらう。

源為憲作「口遊」は、その序によると為光が幼少の誠信のために起草させた学習書はあるが、幼時母を失つた長子誠信に寄せる為光の愛執は格別のものがあつたことであろう。しかし、長じての人柄は、「大鏡」などによる弟齊信に比してかなり劣るものがあつたという。そこには、後年に属する話だが、權中納言の欠員が生じた時、道長の意向によつて弟齊信が兄たる自分を超えて任じられたことを恨み、除目の日から手を強く握りしめたまま弟と道長に対する不平不満を口づさみ続けて七日後に死去した時、強く握りしめてきたその指は手の甲に抜け出でていたという説話が残されている。説話一般のおどろくしい記述とみるべきであるが、道長らに軽視されるような一面を持つ誠信の劣性を指摘したものである。さらに、「小右記」正暦四年十一月十五日の豊明節会の折の記述を見ると、見参に召し出された誠信の退出時の様態がひどく遅く見苦しく、見る人々の嘲笑を買つたとある。この愚鈍ぶりを伝える記録は大鏡説話とは比較にならぬくらいの真実さを持つと言わねばならない。

いまこの段に登場の藤侍従にこの誠信を擬すると、「この車のあ

りさまぞ人にかららせてこそやまめ」とスポーツマンとしての役割を演じさせるべく清少納言らに誘い出された面や、一条大路を帶をしめながらのぶざまな姿で走つた痴態など、人柄・拳動の面で「世の覚え」の劣る誠信のイメージに近く、公信の場合よりすなおに諒解できるように思われる。因みに七八段「草の庵」の段で齊信らによってスポーツマンとしての役割しか与えられず「口惜しき覚え(評判)」をいやが上にも自覚させられた則光の話を思い出し

たい。

こうして長徳元年五月時点の一条殿の藤侍従として、藤原誠信を

想定することが可能と思われる。

◇

以上の三点についての考察より、長徳元年五月説が浮かび上つてくる。少なくとも長徳四年説に見られた伊周前官呼称というような不自然な点は解消される。

こうして当該三要件をともに充足させ得る点から私は長徳元年説を支持するものであるが、更に以下の二面の考察により一層の確信に導かれる。

(4) 「五月の御精進」について

本段冒頭の「五月の御精進」について諸注釈書は正月・五月・九月の齋月の精進を挙げることが多い。^{註21} 長徳四年説に立つ限り、一般的な齋月精進を考える以外に方法がないからである。長徳四年五月時点に中宮が精進生活に入らねばならぬ特定の理由は考え難いからである。

ところで、「精進」の用例を当時の文学作品の中に拾うと、蜻蛉・落窓・源氏・枕・更級を始めとして多くの作品に見られるが、

その殆どが、当事者独自の仏教上の修行であることは言うまでもなく、特に人の生死に係わる時、または物詣・仏事供養などに当つての、身や心を慎む生活をいう。そしてその間は神事・公事に参与しない。中でも目立つ精進は、「落窓」の父中納言の死に際し、また「源氏」の葵上(葵)・六条御息所(落標)・藤壺(薄雲)・大君(宿木)のそれぞれの死去に際して、残された人々の執り行なった追慕追善のための精進である。これを思うとこの段の「御精進」も一般的な齋月精進というより父道隆追善のための精進と考える方が妥当性が強いのではないか。長徳元年ならば四月十日に道隆が死

去し、五月はまさに中宮にとって忌中である。道隆の仏事供養を職御曹司で行なつた事例は一三〇段「故殿の御ために」や八三段「雪山」の段を見る。従つてこの五月にもその追善精進の場として職御曹司を使用した可能性を思うものである。五月は火氣の旺まる月であり、三齋月の中でも最も齋戒を要する月であつて、その意味で齋月精進説を全く否定するものではないが、精進の主たる動機は父の死にあつたとすべきではないか。即ち、「御精進」の「御」は主として中宮固有の齋戒に対する敬意を示していると思われる。単なる「五月」ではなく「忌中の中宮にとっての五月」それ故の精進なのであり、更に言葉を換えれば、一般的に誰もが慎しむべき「五月の精進」というよりも、忌中故に中宮が格別慎しまねばならぬ「五月の精進」の意がこめられていると見られる。こういう中宮個人の特殊事情による精進の必要上、職御曹司移住という事態が生まれたものと判断されるのである。「精進」という用語例を当時の文学作品の中に検証する立場から見れば、やはり長徳元年五月の方に妥当性が強いと言わざるを得ない。

なお、この段の状況面にかかわって一言付け加えておきたい。

前述長徳四年説の論拠の一つに「この段の内容が道隆の死後一ヶ月という時期にはふさわしくない」旨が挙げられている。内容のどこどこの部分と具体的に指摘されているわけではないのでその詳細はわからないが、道隆薨後にしては女房たちのはしゃぎ方が異常ともいうことであろうか。その点についての私見を述べると、この段は、喪中の中宮の外出でもなく、また格別華美な事をしているわけでもなく、四人の女房がほととぎすの声を聴きに出かけたというだけのことであり、女房たちの外出先での偶発的な笑いはあるが、

中宮の服喪精進生活に抵触する程のことは何もない。この程度の女房たちははしゃぎ方にさえ疑念をさはさむ人は、その翌月即ち長徳元年六月の史実段としての一五六段「故殿の御服のころ」の段を見られるがよい。そこで女の房たちの喧嘩ぶりはこの段の比ではない。

また、明順朝臣家の雰囲気においても、長徳の政変後の失地・失意の四年時点よりもはるかに元年時点のありようふさわしい筈である。

こうして内容状況の面でも、長徳元年説を否定するものは見当らない。



(5) 庚申待について

この段の日時の流れについて摘記すると次の通りである。

○一日（ついたち）より雨がちに曇り過ぐす。

○五日の朝、北の陣より賀茂の奥へほととぎすの声をたづねて出づ。

○二日ばかりありて、その日のことなど言ひ出づ……（中略）：

：（中宮）「さらば、ただ心にまかせよ。われはよめともいはじ」とのたまはすれば「いと心やすくなり侍りぬ。いまは歌のこと思ひかけじ」などいひてあるころ、庚申せさせたまふとて内の大臣殿、いみじう心まうけさせたまへり。

この文脈を尊重して、虚心にこれを読む時、庚申の夜の訪れは五月七日からひどくかけ離れた日であると想像することは穏当でないだろう。七日の記事に引き続いての「……などいひてあるころ庚申せさせたまふ」という行文からは、七日から数えて数日乃至旬日程

度の後の庚申を読みとるのが常識的解釈というものであろう。

当該長徳元年及び四年の五月に現われる庚申日を調査すると次の通りである。

長徳元年……………五月十五日

ノ四年……………五月三日

長徳元年説に遙かに歩があること、一目瞭然たるものがある。長

徳四年の場合、五月三日の庚申は上掲の行文の上から採る事ができない。従つてその次に現われてくる庚申を求めなければならないが、それは七月四日に当る。しかし、「五月一日……五日……七日……などいひてあるころ庚申せさせたまふ」という文脈から、二箇月も後の七月四日の庚申を想定することは、不可能とは言えないにせよ、決して穏当な読みとり方ではない。（生認）これに比し、長徳元年説をとる場合、この段の日時の流れは、「一日——五日——七日——十五日」となり、ごく自然な日次記となつて五月前半期に起つた一連の挿話を綴つたことになり、まさに「五月の御精進のほど」の段ということになる。



以上、從前からの三条件の検討に加えて、「五月の御精進」「庚申待」の二条件の考察を通して、長徳四年説よりも長徳元年説に従うことがいかに妥当かを論証してきた。いまは、この段が長徳元年五月の史実記事であると結論付けるを得ない。

こうして旧稿「雪山」の段の考察に引き続いて、この「五月の御精進」の段も道隆死去後一年間にわたる職御曹司第一次居住（併用期の章段と考えなければならなくなつた）。本稿当初に掲げた「無名といふ琵琶の御琴」の段をも合わせ、いずれも「職の御曹司にお

はします」云々の語句を持ち合わせている点、特徴的である。

長徳元年四月十日の道隆の死は、それまで続いた中閥百家榮家の前途に暗雲を投げかけた事件であるに違いない。しかし、当面、父の死を悼む哀傷はあっても自己の運命の急転を予測させるものは現象としてはない。叔父道長との対立は深まりつつも内大臣として一家の輿望を担う兄伊周は健在だし、また一条帝後宮ではいまなおライバルを迎えることなく帝寵を一人占めしている定子であった。父道隆在世中の栄光はそのまま存続していたに違いない。今は唯亡き父を供養する嘗みが定子に新しく課された仕事であったと言えるだろう。仏供養・御読経そして精進等、折々の亡父追善の私的行事が内裏を避けてここ職御曹司に用意されたとしてなんの不思議はない筈である。その度毎にかなりの日時移り住んだものと見える。これが長徳元年四月から翌二年三月までの父の服喪一年間、内裏の梅壺とともに職御曹司の頻用された理由と思われる。そしてその期間の史実と明らかに認定できる出来事（「無名といふ琵琶」の段）を叙述して、清少納言自身「これは、職の御曹司におはしまいほどのこと」と明記していることも前述したところである。「雪山」の段や「五月の御精進」の段が同じくその期間の史実章段として「職の御曹司におはしますころ」「職におはしますころ」の冒頭文を持つことに疑念はない筈である。

こうして中宮の職御曹司居住期として二期が考えられること、そして「職の御曹司におはします」云々の章段のうち、そのいくつかはこの第一次居住期のことと考える必要があることが明白になってきた。このことから、改めて問い合わせるべき幾つかの問題が浮かび上がるが、紙幅の関係上、一まとめ結びとした。

注1 以下引用本文は原則として「日本古典全書」による。

注2

小沢正夫氏「枕草子の成立時期についての考察」へ『国語と国文学』十三卷三号)・岸上慎二氏「枕草子の史実の文の年代について」(『清少納言伝記放』所収)・森本元子氏「職の御曹司におはしますころ—枕草子日記的諸段に関する覚え書き』(『お茶の水女子大学文教育学部附属高等学校研究会紀要』九号)等。

注3

三十六卷六号
注2掲出論文

注4

森本氏の解釈と、それに対する私の所見の概要は次の通りである。

氏は降雪を「一日の前夜」のこと、卯種献上を「一日の早朝」のことと解釈された。その論拠は次の四点にある。

(1) 三巻本「ついたちの日の夜」は能因本では「ついたちの日」とあって、必ずしも「一日の夜」と明確ではなく、一日早朝の降雪とも採れる。

(2) また後の文に「十三日の夜」(能因本)を三巻本は「十四日よさり」としているので、右の「ついたちの日の夜」を「一日の前夜」と解することは可能。

(3) また後の中宮の詞の中に「今年の初雪も降り添ひなまし」とあるが、この初雪をその年の冬初めて降る雪と解しては時期的に遠すぎるるので、金葉集春の「あら玉の年の初めに降りしけば初雪とこそいふべかりけれ」の例のように、新年に初めて降る雪と解すれば、「ついたちの日」の雪は元日の前夜來降った雪でなければならない。

(二) この卯穂献上のこととを二日早朝のこととする、中宮入内の三日まで時間的余裕が少なすぎるのと、一日早朝のこととすべきだ。

△私の所見△

(イ) について言えば、能因本にある「ついたちの日」の本文に拠れば、「一日の夜」と限定できないことはその通りであるが、降り積むような雪は通常夕刻近く気温下降時から降り始めるものに多いことは常識であり、この場面も早朝の降雪と採るより、夕刻からの降雪と採る方が穏当であろうと思う。よしんばその降雪を早朝と採ったにせよ、能因本の場合は三巻本の場合と違つて、この部分の叙述に統いて、「うへにて」の語を配しており、その日（一日）の夜は「上臥をして」の行文と採れるのだから、翌二日が初卯に當るという拙稿の論旨は否定されていい筈である。

(ロ) の氏の解釈が許されるなら、さらにその後の二十日の中宮の詞「まことは四日の夜……」（三巻本・十四日の夜ノ略称）の部分も「十四日の前夜（即ち十三日の夜）」と採らねばならぬ筈である。だが、その雪捨ての場面は十四日の夜を指していることは明らかであり、確実に矛盾撞着をきたすことになる。

因みに以上の日時表記と事実を整理して示すと、

能因本	三 卷 本	事 実
ついたちの日	ついたちの日	一日、雪降ル
十三日の夜	十四日夜さり	十三日夜、雨降ル
四日の夕さり	四日の夜	十四日夜、雪捨テル

右の表からも三巻本の「十四日夜さり」は諸注の指摘通り

「十三日夜さり」の誤写と見る方がつじつまが合うであろう。この件に関しては、能因本の表記の方に妥当性があると言える。従つてこれを論拠に「ついたちの日の夜」を「一日の前夜」と解釈することは当を得ない。

(ハ) 初雪とは氏自身言われている通り、その年の冬初めて降る雪のことである。この伝統的な概念は、古今集の四季觀によつて平安朝文学全般の規範にまでたかめられていくと見てよい。金葉集の歌はこの常識に対する挑戦そのものが歌の趣向になつてゐるのであり、従つてこの歌から「初雪」「新年に初めて降る雪」という意義が通常まかり通つてゐたと考えることはできない。「初雪とこそいふべかりけれ」という主張表現に注意したいものである。他方、この段の中宮の詞にこうした挑戦的意識を見出すことは不可能であり、ここは常識的に今年の冬の初雪の義とすべく、中宮のユーモアを見るべきであろう。従つてこの部分も氏の解釈説の論拠にはなり得ない。

(二) 早朝の卯穂の使者が午後まで居ることはまずない。そして三日入内の報道までの間には、雪山の成り行きについての女房間の会話があるのみである。このやりとりの為に果して「二日間くらいの余裕」が必要だろうか。長くても小半日もあれば十分だろう。よし、また氏をしてそう感ぜしめるほど忽卒の入内なればこそ「にはかに内裏へ三日入らせたまふべし」ともあるのだ。従つて、この部分も、卯穂の使を二日早朝のこととする卑見になんら支障をもたらすことはないと言わざるを得ない。

注 6 古くは西下経一氏著『枕草子』（昇龍堂刊）に始まり、最近では河内山清彦氏「枕草子『雪山』の段の構成」（『解釈』第三十二卷三号）などに支持意見が見える。

注 7 『枕草子評釈』（大正十年・明治書院）

注 8 「枕草子の記事並に著作の年代」（『日本及日本人』明治四十二年五月号）

注 9 注 2 掲出論文

注 10 注 2 掲出論文

注 11 「日記的の章段の鑑賞」（『枕草子必携』学燈社刊）

注 12 「三巻本枕草子実録的章段の史実年時と執筆年時の考証」（古代文学論叢第三輯『源氏物語・枕草子研究と資料』武藏野書院刊）

注 13 注 2 掲出論文

注 14 『清少納言伝記攷』（昭和三十三年・新生社）

岸上氏はこの「行啓延引」の『小右記』記事につき、「前年十月以降更に梅壺へ遷御されしものか、記録なし」と注記しておられるが、私見の如く八三段の雪山の段を加えると表記

のようになつて、中宮の動静はごく自然に理解でき、その注記も全く不要になる。

注 17 その史実年時は多少不確定要素を残すものの、最も妥当と思われるものを擧げる。

注 18 『大鏡』為光伝には「このおどど（＝為光）……御男子七人・女君五人おはしき。……おとこ君達の御母、みなあかれ／＼におはしましき」とあり、「みなあかれ／＼」を仮に

完全に一人一人別々の義と見れば『同裏書』に「大納言齊信卿事・母少将敦敏女」とあるので、誠信は敦敏女の子ではなくが、はたしてそう読むべきものかどうか。今は松村博司氏の説（『栄花物語全注釈（一）』四四六頁）に従い、誠信・齊信はともに敦敏女の所生と見なす。因みに尊卑分脈も公卿補任も両者ともに敦敏女の子としている。

注 19 松村氏『栄花物語全注釈（一）』四四七頁の本文や五三九頁の語

注 20 究などにくわしい。

注 21 「大鏡」為光伝には「（誠信ハ）弟殿（＝齊信）には人がら世おぼえのおり給へればにや……」として中納言欠員時の説話を紹介している。

注 22 日本古典全書・日本古典文学大系・角川文庫等。

萩谷朴氏は注 12 掲出論文で、折角この庚申侍の記述に注目されながら、長徳四年説の立場をとつておられる関係上、なんら疑惑を持つことなく「五月五日にはじまつて、七月四日に終る一連の事件である」と簡単に結論付けられ、本段の行文の検討に目を向けられなかつたことは遺憾であった。

本稿は、昭和五十年六月一日名古屋平安文学研究会において口頭発表したものに手を加えたものである。

その席上、松村博司先生始め会員各位から好意ある御助言をいただいた。ここに謹んで御礼申し上げる。